

墨田区子育てひろば条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条による改正（墨田区子育てひろば条例（平成13年墨田区条例第66号））

改 正 案	現 行												
<p>（設置）</p> <p>第1条 子育てに関する相談や事業を通じ、子育て支援の一層の充実を図るため、次のとおり、墨田区子育てひろば（以下「子育てひろば」という。）を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">両国子育てひろば</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">文花子育てひろば</td> <td style="text-align: center;">東京都墨田区文花一丁目20番7号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	両国子育てひろば	〔略〕	文花子育てひろば	東京都墨田区文花一丁目20番7号	<p>〔同左〕</p> <p>第1条 〔同左〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">両国子育てひろば</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">文花子育てひろば</td> <td style="text-align: center;">東京都墨田区文花一丁目20番3号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	両国子育てひろば	〔略〕	文花子育てひろば	東京都墨田区文花一丁目20番3号
名称	位置												
両国子育てひろば	〔略〕												
文花子育てひろば	東京都墨田区文花一丁目20番7号												
名称	位置												
両国子育てひろば	〔略〕												
文花子育てひろば	東京都墨田区文花一丁目20番3号												
<p>（事業）</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p><u>3 第1項の事業のほか、文花子育てひろばは、子育て支援に係る地域活動事業を行う。</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>												
<p>（施設）</p> <p>第3条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p><u>3 第1項の施設のほか、文花子育てひろばには、子育て支援に係る地域活動事業を実施するため、イベントルームを設ける。</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第3条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>												
<p>（開館時間）</p> <p>第4条 子育てひろばの開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、前条第2項の保育室（以下「保育室」という。）に<u>あつては午前8時15分から午後6時15分まで、同条第3項のイベントルーム（以下「イベントルーム」という。）に</u>あつては午前9時から午後9時までとする。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第4条 子育てひろばの開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、前条第2項の保育室（以下「保育室」という。）<u>については、午前8時15分から午後6時15分までとする。</u></p> <p>2 〔略〕</p>												
<p>（休館日）</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、イベントルームは、同項第1号及び第2号に掲げる日（元日を除く。）は、休館日としない。</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>												

3 第1項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる日(元日を除く。)が日曜日に当たるときは、保育室を除き、その日は休館日としない。

(利用対象者)

第6条 〔略〕

2 前項の規定にかかわらず、保育室及びイベントルームを利用することができる者は、墨田区規則(以下「規則」という。)で定める。

(利用の手続)

第7条 保育室及びイベントルームを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 〔略〕

(利用の不承認)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保育室の利用を承認しないものとする。

～ 〔略〕

前3号に掲げるもののほか、指定管理者が不適当と認めるとき。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、イベントルームの利用を承認しないものとする。

— イベントルームの設置目的に反するとき。

— 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

— 営利を目的とするとき。

— 前3号に掲げるもののほか、文花子育てひろばの管理上支障があるとき。

(利用料金)

第9条 利用の承認を受けた者は、規則で定める日までに、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。ただし、イベントルームの利用料金は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる日(元日を除く。)が日曜日に当たるときは、保育室を除き、その日は休館日としない。

〔同左〕

第6条 〔略〕

2 前項の規定にかかわらず、保育室を利用することができる者は、墨田区規則(以下「規則」という。)で定める。

〔同左〕

第7条 保育室を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 〔略〕

〔同左〕

第8条 〔同左〕

～ 〔略〕

前3号に掲げるもののほか、区長が不適当と認めるとき。

〔新設〕

〔同左〕

第9条 利用の承認を受けた者は、規則で定める日までに、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2・3 〔略〕

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条第1項本文の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用の制限等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、子育てひろばの施設(保育室及びイベントルームを除く。以下この項において同じ。)の利用を制限し、又は禁止することができる。

・ 〔略〕

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

— 利用の目的又は承認の条件に違反したとき。

— この条例、この条例に基づく規則又は指定管理者の指示に違反したとき。

— 災害その他の事故により子育てひろばを利用することができなくなったとき。

— 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

(原状回復)

第12条の2 第7条第1項の規定によりイベントルームの利用の承認を受けた者は、イベントルームの利用を終了したとき、又は前条第2項の規定により利用の承認を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにイベントルームを原状に回復しなければならない。

2・3 〔略〕

〔同左〕

第10条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

〔同左〕

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、子育てひろばの利用を制限し、又は禁止することができる。

・ 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

第2条による改正（墨田区子育てひろば条例の一部を改正する条例（令和元年墨田区条例第24号））

改 正 案	一部改正条例の現行
<p><u>第2条第3項を次のように改める。</u></p> <p><u>3 第1項の事業のほか、文花子育てひろばは、次の事業を行う。</u></p> <p>— <u>一時預かり</u></p> <p>— <u>子育て支援に係る地域活動に関すること。</u></p> <p><u>第3条第3項中「には」の次に「、一時預かり事業を実施するため、保育室を」を加え、「設ける」を「それぞれ設ける」に改める。</u></p> <p><u>第4条第1項ただし書中「前条第2項」の次に「及び第3項」を、「保育室（」の次に「次条第1項第2号を除き、」を加え、「同条第3項」を「前条第3項」に改める。</u></p> <p>第5条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号中「。ただし、保育室については、日曜日とする。」を「（第3条第2項の保育室を除く。）」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。</p> <p>日曜日（保育室に限る。）</p> <p><u>第5条第2項中「及び第2号」を「、第2号及び第3号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同項第3号」に改める。</u></p>	<p><u>第2条に次の1項を加える。</u></p> <p><u>3 第1項の事業のほか、文花子育てひろばは、一時預かり事業を行う。</u></p> <p><u>第3条に次の1項を加える。</u></p> <p><u>3 第1項の施設のほか、文花子育てひろばには、一時預かり事業を実施するため、保育室を設ける。</u></p> <p><u>第4条第1項中「（以下「保育室」という。）」を削る。</u></p> <p>第5条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号中「。ただし、保育室については、日曜日とする。」を「（第3条第2項の保育室を除く。）」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。</p> <p>日曜日（第3条第2項及び第3項の保育室（以下次号を除き、「保育室」という。）に限る。）</p> <p><u>第5条第2項中「同項第2号」を「同項第3号」に改める。</u></p>

付 則

- 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後のイベントルームの利用に関し必要な手続、準備行為等は、同日前においても、この条例による改正後の墨田区子育てひろば条例の規定の例により行うことができる。